

令和4年第2回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 中村美津緒

副委員長 橋本尚美

1 開催日時 令和4年6月16日（木曜日）午前10時9分～午前10時47分

2 開催場所 第1・第2委員会室

3 審査案件

- (1) 議案第89号 公の施設に係る利用料金制導入のための関係
条例の整備に関する条例の制定について
- (2) 議案第91号 青森市地方活力向上地域における固定資産税の
不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

4 報告事項

なし

○出席委員

委員長	中村美津緒	委員	天内慎也
副委員長	橋本尚美	委員	長谷川章悦
委員	蛭名和子	委員	館山善也
委員	山脇智	委員	奈良岡隆
委員	山本治男		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教育長	工藤裕司	農業委員会事務局長	小笠原訓史
市民部長	加福理美子	経済部次長	奈良英文
経済部長	赤坂寛	農林水産部次長	中村敦
経済部理事	横内信満	教育委員会事務局教育次長	大久保綾子
農林水産部長	大久保文人	経済政策課長	太田直樹
教育委員会事務局教育部長	小野正貴	教育委員会事務局総務課長	金澤敦
		関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	猪口茂樹	議事調査課主事	北山賢臣
議事調査課主幹	吹田匠		

○**中村美津緒委員長** ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

まず、本日の案件に入る前に、本年6月3日付けで就任されました工藤裕司教育長が、本日から本委員会に出席されておりますので、自己紹介をお願いします。教育長。

○**工藤裕司教育長** 工藤でございます。1年ぶりになります。改めて教育行政の任に就かせていただくことになりました。教育現場はかなり変革の時代を迎えておりますが、青森市の子どもたち、先生方のために一生懸命努めてまいりたいと思います。どうか御指導御鞭撻賜りますよう、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございます。(拍手)

○**中村美津緒委員長** ありがとうございます。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案2件について、ただいまから審査いたします。

議案第89号「公の施設に係る利用料金制導入のための関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 議案第89号公の施設に係る利用料金制導入のための関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

本条例の改正概要をまとめた資料1を御覧ください。

初めに、「1 提案理由」であります。令和5年度以降の指定管理者を選定するに当たり、青森市指定管理者選定評価委員会の意見等を踏まえ、利用料金制を導入することとし、関係条例を一括して所要の改正を行うものであります。

次に、「2 改正する条例及び対象施設」であります。青森市中世の館、青森市文化会館等、資料に記載のとおり11条例、22施設について対象となっております。

次に、各施設の概要等につきましては、「3 施設概要、使用料並びに利用状況及び収支の状況」として、別紙に記載のとおりとなっております。

次に、「4 利用料金制を導入する理由」であります。利用料金制につきましては、地方自治法第244条の2第8項において、地方公共団体は適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができると規定されており、その導入に当たりましては、青森市指定管理者制度導入基本方針において、施設の性格や利用実態等を考慮しながら制度導入について十分に検討した上で、積極的に活用を図るものとしておられるところであります。

今回利用料金制を導入しようとする施設におきましては、利用料金制を導入することにより、使用料納付や還付等に係る市と指定管理者間の事務処理手続の軽減が期待できること、また、様々なサービス内容の工夫や時間帯ごとの施設稼働率に応じた料金設定による収入増及び利用の掘り起こし等が期待できることから、利用料

金制を導入しようとするものであります。

なお、当該施設は使用料収入で全ての経費を賄うことができない施設であることから、その差額を指定管理料で賄う一部利用料金制を導入することとし、指定管理者が社会経済情勢の変化や施設の利用状況等に応じて柔軟に金額の変更ができる環境を構築する必要があると考えますことから、他の利用料金制導入施設と同様に弾力条項を設けることとし、その幅につきましては、利用料金制を導入しております他の施設を参考に、乗率を0.7から1.3までの間としようとするものであります。

次に、「5 改正箇所」であります。併せて、資料2も御覧いただきたいと存じます。

利用料金制の導入に当たりまして、利用料金を指定管理者の収入として収受させますことから、他の利用料金制導入施設と同様に、各条例について、資料記載のとおり、所要の改正を行うものであります。

資料2にありますとおり、1条ごとに各施設の条例を改正しております。

各施設で共通して定める主な項目といたしまして、第1条の青森市中世の館条例を例に御説明いたします。

1つに、利用料金の納入先を指定管理者とすること、2つに、利用料金を指定管理者の収入として収受させること、3つに、特別の理由がある場合を除き、指定管理者に収受させた利用料金は還付しないこと、4つに、利用料金の額について、条例の定める額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が設定すること、5つに、特別の理由がある場合は、指定管理者が利用料金を減免することができることを定めるものであります。また、既に利用料金制を導入している類似施設との整合を図るため、施設の管理に係る規定や原状回復に係る規定についても、所要の改正を行うものであります。

「6 施行期日」につきましては、令和5年4月1日としております。

以上、議案第89号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 教育部長の説明にもあったかと思うんですけども、利用料金制導入について弾力条項を設けるとかありましたが、それに対する指定管理者の権限で料金を変更できるのか、その点について確認します。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 御質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、利用料金の額について申し上げますと、条例の定める額の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が設定するということでありまして、指定管理者が単独で設定するといったものではありません。

以上です。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○**天内慎也委員** 今のことですけども、私も指定管理者が単独で決めるということは、賛成できないと思っていました。もう1点ですが、この利用料金を上げるときは、例えばどういうときに上げるのかということについてお伺いします。

○**中村美津緒委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 御質疑にお答えいたします。

具体的な事例を挙げるのは難しいのですが、先ほど御説明いたしましたけれども、例えば、時間帯ごとの施設の稼働率に応じて人気がある時間帯、混雑する時間帯、そういったところを高く設定するなど、そういったことは考えられるところではあるかというふうに考えます。

以上です。

○**中村美津緒委員長** 天内委員。

○**天内慎也委員** 想定されるのは、めったにないのかもしれませんが、電気料金が値上げしたとか、そういうときもあるのかなと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

○**中村美津緒委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 御質疑にお答えいたします。

電気料金など光熱水費につきましては、精算項目と申しましてその分は市が負担することとしておりますので、それをもって、利用料金、使用料を上げるということはないものと考えております。

以上です。

○**中村美津緒委員長** 天内委員。

○**天内慎也委員** 細部の点を確認しまして、そんな反対するものではないんですけれども、説明の中で、使用料収入で全ての経費を賄うことができないという性格を持った施設だということで、その差額を指定管理料で賄う。収入の激減とかで市は全く手を貸さないということではないということは分かるんですけれども、この各施設は指定管理料が少なくて大変労働環境が良くないということを様々聞いていまして、そういうことを考えると、指定管理料そのものを上げて、もうちょっと労働者を守るという、そういうことが私は必要ではないかと思っていまして、これについては賛成できないということです。

○**中村美津緒委員長** ほかに発言はありませんか。長谷川委員。

○**長谷川章悦委員** この指定管理料収入は全て指定管理者に入る。例えば、今まで使用料収入が100万円あると。ただ、50万円ぐらいしか稼げないこともある。そういう場合は、最初から使用料収入がわからないわけだから、例えば50万円しかない、いやあと50万円足りなくなった場合は、後でも、補填してくれるということなんですかね。

○**中村美津緒委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 御質疑にお答えいたします。

例えば、過去の実績から例年 100 万円の収入が見込まれるということで、それをもって基準額として設定して、そういう提案を受けたとします。指定管理者候補者から、我々は 100 万円稼ぎますとの提案を受けたといった場合で、その収入が実際 50 万円しかなかったという事例についてであります。50 万円になった理由にもよろうかと思えますけれども、基本的には、その収入の減分は補填されないこととなります。逆に、100 万円と想定していて、頑張って 150 万円稼ぎましたといった場合には、利益分といいますか、儲けた分 50 万円の半分の 25 万円は、指定管理者に入るといった制度設計になっております。もちろん細かく言いますと、費用とか、そういった部分も絡んでくるんですけれども、収入だけで申し上げますと、そういう制度になっております。

以上です。

○中村美津緒委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 そうすれば、利用料金制でないほうがいいんだと思う。今まで収入 100 万円と見込んで指定管理者に入ってきたものが、利用料金制にしたから頑張れど。けれども 50 万円しかあがらない、50 万円足りない。それは、市では補填しませんよということであるのなら、利用料金制をやらないほうが、指定管理者にとってはいいのかなっていう感じを受けます。そうなりませんか。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 御質疑にお答えいたします。

まず、なぜ今、利用料金制を導入するのかということでお答えいたしますと、地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が導入されまして、本市では、平成 16 年度から指定管理者制度を導入し、平成 18 年度から利用料金制または一部利用料金制の導入を開始しております。

そういった中で、平成 29 年度の包括外部監査におきまして、青森市文化会館駐車場や市民ホール駐車場、浪岡りんごセンターなどにおいて、指定管理者の創意工夫を発揮させるインセンティブを目的に、利用料金制または一部利用料金制を検討することが望ましいと御意見をいただいたことなどから、この経緯を踏まえまして、積極的に導入を図るということにしております。

つまり、包括外部監査からの御意見を申し上げましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、通常の管理をしていけば、例えば 100 万円であると。けれども、もっと努力をして 150 万円稼げば、その分が指定管理者に収入として入ってくるんだという創意工夫、これを促すということで、今回、一部利用料金制を導入しようとするものでありまして、決してマイナス部分だけではなくて、先ほど申し上げたとおりプラスのこともありますし、そういったことであります。

以上です。

○中村美津緒委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 私も経験したことがあるから、天内委員も言ったけれども働い

ている人はかわいそうなものだったということです。監査が入ったときも、やっぱりその地域の実情は、監査する人には分からないと思う。もう少しそういうところに行って、できるだけ意見を出し合いながらやるべきだと思う。本当に大変だと思う。体育施設であれば、スポーツ指導員を置いて、スポーツの普及に努めるだけでいいということで、指定管理者の候補者として申請しているけれども、職員を雇うことができない。本当に深刻なのです。利用料金制を導入してもいい施設もあるだろうし、導入しては駄目な施設もあると思う。その施設の事情もある。もう何回も言っているけれども、浪岡体育館の場合は浪岡中学校の体育館にもなっているわけで、テニスコートも陸上競技場も浪岡中学校で使用している。そこで稼げと言っても稼げない部分もあるので、そういった事情をもう少し把握しながら、施設によっては変えてもいいのではと私はそう思うんです。もう少し働いている人のことを考えていただきたい。ただし、使用料収入が入るわけだから、わざわざ市役所に行ってどうのこうのってやることは省くと。指定管理をやっている人たちの話をもっと聞いて、これから反映させていったほうがいいのかと思います。

以上です。

○**中村美津緒委員長** ほかに発言はありますか。蛭名委員。

○**蛭名和子委員** 配付資料1の5の改正箇所の3つ目の特別の理由がある場合を除き、指定管理者に収受させた利用料金は還付しないこととありますが、これは利用者が納めたものを還付しない。例えば、キャンセルになった場合に戻すとかそういうことではないですね。ここの部分の説明をお願いします。

○**中村美津緒委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 配付資料2の第1条関係、青森市中世の館条例というのがありますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

そちらの第16条第3項であります。まず、原則的には還付しません。ただ、市長が特別の理由があると認めるときは、全部または一部を還付することができるということです。例えば、予約をして使うと言っていたのに当日来なかった。その際、使わなかったから還付してくださいと言われても、使うという意思表示をして押さえていたところなので、そこは還付できないことになろうかと思います。一方、例えば、コロナの関係で、市の方針として施設を使わせないと申しますか、そういったときに、予約をしてもう既に払い込んでいたとなれば、それは市の方針としてもそういうことにしているものですから、そこは還付するということになるものであります。

以上です。

○**中村美津緒委員長** 蛭名委員。

○**蛭名和子委員** 特別の事情というのは、指定管理者が判断する特別の事情ということになりますか。

○**中村美津緒委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 お答えいたします。

条文を見ていただきたいのですが、ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部または一部を還付することができるということで、その際には、市の判断を仰ぎながら対応するということになるものであります。

以上です。

○中村美津緒委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 現在、アウガ5階の男女共同参画プラザの例によると、前納ですので、キャンセルしようとする場合は使用日の何日前は何%とか、直前は全額となっているんですけども、それは踏襲されるっていうことでよろしいのでしょうか。それぞれの施設で取扱いが違おうと使うほうにとってみれば問題になるかなと思うんです。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 青森市中世の館条例を御覧いただきまして、第16条第1項になりますけれども、青森市中世の館を利用しようとするものは、その利用に係る料金を当該指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでないとなっていて、原則的には、使おうという意思表示をしたかたは、その料金を前もって払わなければならないということになります。これにつきましては、例えば、次の条ですけれども、青森市文化会館であれば第15条になりますけれども、同じ規定になっているところでもあります。

以上です。

○中村美津緒委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 配付資料1の改正箇所を書いてあったので、変わったのかなと思って聞きました。還付に当たっては、市長が特別の理由があると認めるということで統一されるということが分かりました。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部長。

○赤坂寛経済部長 議案第 91 号青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

「1 経緯」についてです。

国においては、地域再生法に基づき、首都圏への一極集中を是正するため、地方への本社機能の移転・拡充など、企業の地方拠点化を促進しております。本市では、平成 28 年に、青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を定め、青森県知事の認定を受けて本社機能を有する施設の新設等を行う事業者について、3 か年度、固定資産税を不均一課税とする優遇措置を講じているところであります。

次に、「2 改正の概要」についてです。

今般、令和 4 年 3 月 31 日付で国において地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令が改正され、本社機能の新設等に伴う地方公共団体の不均一課税に対して、国が行う地方交付税による減収補填措置が 2 年間延長されたため、本市の固定資産税の不均一課税の措置についても、令和 6 年 3 月 31 日まで 2 年間延長しようとするものであります。

条例の改正内容については、資料 2 の新旧対照表を御覧ください。先に述べた不均一課税の措置の 2 年間の延長に伴う改正については、1 ページの中段にあります 1 つ目の下線部分になります。また、1 ページの中段 2 つ目の下線部分については、同省令の改正に伴い、不均一課税適用の申請期限を 2 年間から 3 年間に変更するものであります。

このほか、1 ページに記載の内容は、同省令の改正に伴う条項ずれに対応する所要の改正及び関係法令の改正に伴う変更を行おうとするものであります。

資料 1 にお戻りください。

最後に「3 施行期日」についてです。

改正条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用となります。

以上、議案第 91 号青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 91 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○中村美津緒委員長 この際、理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 また、委員の皆さんから御意見等はありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 その他の時間を使ってすみませんが、2点質問させていただきま
す。

最初に、青森県が実施したパートナーシップ宣誓制度についてですが、県がパートナーとして認めた宣誓証を用いれば、青森市の行政サービスを利用できるようにすべきと考えますが、どうでしょうか。

○中村美津緒委員長 市民部長。

○加福理美子市民部長 天内委員からの青森県が導入しましたパートナーシップ制度について、市の制度を導入すべきではないかということではありますが、性的マイノリティーの方々が相互に協力することを証明するという青森県でのパートナーシップ制度については、本年2月7日に導入されております。こちらの制度につきましても、市としては、まずは性的マイノリティーの方々の理解の促進に努めるということをして第一の目的としておりまして、これまで性的マイノリティーにじいろ電話相談や各種講座、職員研修等を行ってきたところであります。

青森県が導入しました性的マイノリティーの方々のパートナーシップ制度につきましても、本市としましては、まずは理解促進に努めるということで、導入については考えておりません。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 市民の理解促進ということですが、もうちょっと市の理解が進んでもういいのではないかなと思います。

青森県は、今月9日の県議会本議会で、市町村においても本制度を活用した行政サービスを広く提供されることが望ましいと、先般開催した市町村担当課長会議で、検討を依頼したと答弁しています。

お聞きしますが、青森県から依頼があったことは確認できますでしょうか。

○中村美津緒委員長 市民部長。

○加福理美子市民部長 青森県議会の一般質問の中で質問があったということにつきましても担当課から聞いておりますが、内容については確認中であります。

青森県からの依頼については、まだ通知が流れてきておりませんので、今後、内容を含めまして確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 市民部長からは、まだ確認できないということなんですけれども、既に制度の内容は知られていますので、通知の内容が分からないから答えられないというのは理解できないんですけれども、制度の内容を知っている今の段階で、市の行政サービスを受けられるようにすべきだと思いますがどうでしょうか。

○中村美津緒委員長 市民部長。

○加福理美子市民部長 再度の御質疑にお答えいたします。

県が導入した制度内容につきましては、市としても承知しております。内容としましては、県営住宅の入居、県立中央病院の手續に関して性的マイノリティーの方々がスムーズに手續ができるように改正をしたということであります。

こちらの手續に関しては、弘前市でも制度を導入しておりますが、弘前市につきましては、市営住宅の入居、また、市内にある病院の手續はできないということをお聞きしております。

こういった中で、青森市としては、まずは市民の理解を得なければ制度導入ということもなかなかスムーズには進まないということで、現時点では、市民の皆様の理解促進に努めることが第一だということで考えております。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 市民部長は、ひたすら理解促進という答弁なんですけれども、弘前市の話が出ましたけれども、八戸市は市営住宅の入居を適用させる予定で条例改正が提案されているそうですけれども、それほどの予算は必要ないと思うんですけれども、どれほどの予算が必要になるか計算しているのでしょうか。

○中村美津緒委員長 市民部長。

○加福理美子市民部長 再度の御質疑にお答えいたします。

制度導入に関する予算につきましては、部の中で検証しておりませんのでお答えできません。申し訳ありません。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 ひたすら市民の理解促進と言って、市がやれることもやらないということは、市民の理解を後退させることにしかならないと思いますので、青森県全体に網をかけた制度が青森市だけ穴が空くということにはなってほしくないということを、強く求めたいと思います。

1点目は以上です。

2点目ですけれども、先ほど工藤教育長は、就任が6月3日付けだと、1年ぶりと御挨拶されていましたが、確認しますけれども前任の成田教育長の任期は、6月

2日までということですのでよろしいでしょうか。

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 お答えいたします。

6月2日であります。

以上です。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 既に部長にもお話しているんですけども、私どもの市議団に、令和4年5月28日に成田教育長を含めて何人かで大宴会をしていたということで、それは本当ですかといった問合せが市民からありました。

子どもたちには、昼食の時間にコロナだから黙食しなさいとか、その他、宴会は駄目だよと市民に——私たち市議会議員もそうなんですけれども、制限がある中で、いかななものかという問合せがありました。このことについて事実かどうか、お聞きします。

〔「ちょっと待って」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 館山委員。

○館山善也委員 今のお話は、前教育長の部分であって、教育委員会に意見を求めるのも合わない話であって、ましてや、前教育長の個人的な話であるのであれば、別にここで話をする必要はないと私は思うんですけども、委員長はどう思いますか。

○中村美津緒委員長 そうですね。ほかの委員の皆さんにもお聞きしたいのですが、今の質疑はプライベートな部分もあるんじゃないかなと思いました。このことについて意見を求めることはいかがかと思うんですが、委員の皆さんに聞いてもよろしいものでしょうか。

〔「ここでやる問題じゃないんだ」「そうだ」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 私もそう思います。

先ほどの質疑とは違ってプライベートの部分もありますので、今の質疑については認めないこととしたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 天内委員、申し訳ありません。今の質疑は認められません。

ほかに委員の皆さんからも何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 以上で本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)